



上智大学
SOPHIA UNIVERSITY

上智大学アルペ国際学生寮 生活ガイド

上智大学 学生センター

2024年3月 改訂

目 次

1. 上智大学アルペ国際学生寮の概要	2
2. 入寮資格・諸手続き	3
3. 寮費の支払い	4
4. 退寮	6
5. アルペ寮の生活とシステム	7
6. 寮の規則	8
7. その他	13
8. アルペ寮周辺の施設	14

1. 上智大学アルペ国際学生寮の概要

(1) アルペ国際学生寮設置の目的

国籍、宗教、文化、言語等の多様な価値観をもつ人々がともに生活し、互いに学びあうことができる混住型の国際学生寮です。多文化・多言語環境の中での共同生活を通じた人間的成長を促し、国際感覚豊かな人材を輩出する寮になります。以下のミッション&ビジョンを達成するために、様々な教育プログラムを行います。

寮名はイエズス会の学校の教育指針「Jesuit-Ignatian-education」を作られたイエズス会元総長のペドロ・アルペ神父の名前を頂戴いたしました。「他者のために生きる人」をスローガンとして掲げ、本学の教育の精神“For Others, With Others”とも深い繋がりがあることから、寮名に加えさせていただきます。

◇ミッション◇ “For Others, With Others”

上智大学アルペ国際学生寮は、上智大学の建学の精神であるキリスト教ヒューマニズムに基づいた人間教育を実践し、「叡智が世界をつなぐ」という使命感を持ったグローバル人材の育成の場とする。

◇ビジョン◇

- ・自由と責任
寮生は、本寮のミッションに適う学習機会を自ら創造する自由を有し、同時に寮内の秩序を保つ義務を持つ。
- ・他者理解と共生
寮生は、他者のもつ個性と多様性を積極的に受け入れ、共に生きる姿勢を重んじる。
- ・グローバルリーダーとしての自己研鑽
寮生は、人類が直面している社会的課題に対する高い見識と解決のための方策を探究し、グローバルリーダーとしての資質を身につけるよう努める。

(2) 設置者

学校法人 上智学院

(〒102-8554 東京都千代田区紀尾井町7番1号 <http://www.sophia.ac.jp/>)

(3) 所在地

〒160-0016 東京都新宿区信濃町33-7

TEL: 03-3351-1028

(4) アクセス

- JR 総武線「信濃町」駅より徒歩1分。

(5) 施設・設備

- 共用部分

多目的エリア、学習室（2室）、シアタールーム、自販機コーナー、祈りの部屋
軽スポーツスタジオ、ランドリールーム

● 個室：180室 … 9～10㎡

部屋の設備：収納家具、机、デスクランプ、Wi-Fi ルータ、椅子、ベッド、エアコン、カーテン、鏡、クローゼット（970*1950*200(mm)）

共用設備（ユニットごと）：キッチン、シャワー室、トイレ、洗面台

● 8階特別室：2室（車いす利用者対応）

部屋の設備：収納家具、机、デスクランプ、Wi-Fi ルータ、椅子、ベッド、エアコン、カーテン、キッチン、シャワー室、トイレ、洗面台

（6）オフィス（1階）

業務時間：8:00～22:00（土・日・祝日含む）

TEL: 03-3351-1028

E-mail: dorm-arrupe-ofc@sophia.ac.jp

* 宅配便の受取及び施設貸出の為の鍵受け渡しについては、24時間対応します。

* 大事な話をしたい時や英語で話したい時は、事務室へ直接来てください。もしくは業務時間内に電話をしてください。

* 年末年始（12月30日～1月3日）は休みとなります。

（7）上智大学学生センター直営寮担当（四谷キャンパス2号館1階）

窓口時間：月～金 10:00～11:30、12:30～15:30（授業期間中）

月～金 12:30～15:30（授業期間以外）

※祝祭日や夏期・冬期一斉休業期間中は閉室となります。

TEL: 03-3238-4621

E-mail: dorm-co@sophia.ac.jp

2. 入寮資格・諸手続き

（1）入寮資格

アルペ寮に入寮できるのは、本学に在籍する次のいずれかの学生等とします。

- ① 正規生
- ② 交換留学生、ノンディグリー生、研究生
- ③ その他学生センター長が認めた者

（2）入寮期間

① 入寮期間は2年を超えない範囲で学生センター長が指定した期間とします。ただし、学生センター長が適当と認める者については、入寮期間を更新することができます。

② 前項に定める入寮期間の更新基準については、別に定めます。

- ③ 入寮期間の更新手続きは定められた期間のみ受け付けます。

(3) 入寮申請

入寮の申込は、本学ホームページに掲載されている募集要項に従い、指定された期間中のみ行います。

(4) 入寮手続き

- ① 入寮（アルペ国際学生寮到着）は、8:00～22:00 の間にしてください。この時間帯以外の入寮の場合、鍵の受け渡しのみとなり、生活上の説明や手続きがありますので、翌日 8:00～22:00 の間に事務室へ来てください。また、アルペ寮到着期間を指定された場合は、それに従ってください。
- ② 入寮時に「誓約および届出書」「備品リスト」の提出が必要となります。書類は入寮時に配布いたしますので、以下 2 点を実施の上、提出してください。
 - 本生活ガイドと「上智大学アルペ国際学生寮運営取扱要領」をよく読んでください。
 - 備品リストをもとに居室の備品を確認してください。
- ③ 入寮後に「入寮許可書」をお渡しします。アルペ寮での入寮許可期間を示す書類なので、大切に保管してください。
- ④ 寮費の自動引き落としを希望の方はオフィスへ申し出てください。その後、実際に自動引落しが始まるまで約 2 ヶ月かかるため、それまでは引き続きコンビニエンスストアにて現金で支払うことになります。
- ⑤ 入寮者は、入寮後 2 週間以内に新宿区役所で、住民登録及び国民健康保険について必要な手続きをしてください。

住民登録をすると、後日全ての人（留学生を含む）に、12 桁のマイナンバーが記された「通知」が届きます。マイナンバーは、アルバイトをする時や区役所での転出・転入手続きの時に必要となりますので、大切に保管してください。利用目的が不正もしくは、不明なままでの第三者への提供、他人との貸し借りは絶対にしないでください。

また、住民登録している 20 歳以上の全ての人（留学生を含む）は、国民年金に加入する義務があります。加入手続きは、区役所で行います。支払いの「猶予」や「免除」を申請することが可能です。

3. 寮費の支払い

(1) 寮費の支払い

- ① 寮生は入寮の際、入寮費 95,000 円及び当該月の寮費を支払います。
- ② 寮費は月額 95,000 円で、インターネット利用料と水光熱費が含まれます。毎月の支払い期限までに翌月分の寮費を支払うことになります。
- ③ 入退寮月の寮費は以下のとおりです。

当該月の 21 日～末日に入寮 当該月の 1 日～10 日に退寮	31,000 円
当該月の 11 日～20 日に入寮・退寮	62,000 円
当該月の 1 日～10 日に入寮 当該月の 21 日～末日に退寮	95,000 円

ただし、春学期一斉入寮（3 月末）の 3 月分寮費は免除、秋学期一斉入寮（9 月中旬頃）の 9 月分

寮費は 31,000 円とします。

※退寮の際は、規約にあるとおり、退寮希望日の 1 ヶ月前までに寮オフィスへ退寮届を提出してください。

例 1 : 6 月 12 日に退寮希望で、退寮届を 5 月 12 日までに提出した場合

→退寮月（6 月）の寮費は「当該月の 11 日～20 日に入寮・退寮」に該当しますので、62,000 円です。

例 2 : 11 月 12 日に退寮希望で、退寮届を 10 月 12 日までに提出した場合

→退寮月（11 月）の寮費は「当該月の 11 日～20 日に入寮・退寮」に該当しますので、62,000 円です。

なお、退寮届を退寮希望日の 1 ヶ月前までに提出できなかった場合は、退寮届の提出日から起算して 1 ヶ月後を退寮日とし、それまでの寮費を請求いたしますので、あらかじめご承知おきください。

例 1 : 2023 年 6 月 12 日に退寮希望だったが、退寮届の提出が遅れてしまい 6 月 2 日に提出した場合

→退寮日は 1 ヶ月後の 7 月 2 日となり、6 月分寮費満額（95,000 円）および退寮月（7 月）の寮費が発生します。退寮月（7 月）の寮費は「当該月の 1 日～10 日に退寮」に該当しますので、31,000 円です。

例 2 : 11 月 12 日に退寮希望だったが、退寮届の提出が遅れてしまい 11 月 2 日に提出した場合

→退寮日は 1 ヶ月後の 12 月 2 日となり、11 月分寮費満額（95,000 円）および退寮月（12 月）の寮費が発生します。退寮月（12 月）の寮費は「当該月の 1 日～10 日に退寮」に該当しますので、31,000 円です。

④ 寮費は前項の取扱いを除いて、日割等の割引料金はありません。

⑤ 寝具リース代：1 セット 年間 33,880 円程度（リース期間により異なります）。寝具リースを契約する場合には、オフィスにお問い合わせください。契約期間は 3 ヶ月～12 ヶ月の契約で途中解約の場合の返金はありません。

（2）寮費の支払い方法

対象月の寮費は、前月 20 日頃に各自のメールボックスに請求書または引落とし確認書が届きます。

寮費等の支払方法は以下の 2 種類です。

① 日本国内の銀行口座からの自動引落とし

毎月 27 日（土・日・祝日の場合はその翌営業日）に銀行口座から引き落とされますので、引き落としの前日までに必ず入金しておいてください。

② コンビニエンスストアからの入金（振込み）

毎月末日までに、コンビニエンスストアで現金によって支払ってください。手数料として別途 440～550 円(税込)がかかります(手数料は、利用するコンビニエンスストアにより異なります)。

* 上記①日本国内の銀行口座からの自動引落としについては、登録後、実際に自動引落としが開始されるまで約 2 ヶ月かかるため、その間は、コンビニエンスストアにて現金で支払うことになります。

* デビットカードやクレジットカードは使えません。

4. 退寮

(1) 退寮手続き

退寮予定日の1ヶ月前までに「退寮届」をオフィスに提出してください(提出期限厳守)。

*退寮月の寮費は、「3. 寮費の支払い (1) 寮費の支払い」に従って支払ってください。

*「退寮届」提出後はいかなる理由であっても退寮を取り消すことはできません。

(2) 退寮点検

退寮届を提出時に、第一回居室点検と第二回居室点検の日程を決定します。第一回居室点検は退寮届提出から2週間以内、第二回は退寮直前となります。退寮点検の結果として、退寮後に特別清掃を要する汚損、壁紙・床の修繕等を要する場合は、要した費用をその部屋に滞在した寮生が負担することとなります。

(3) 残置物処理

居室内、ダイニングキッチン、洗面エリア、コモンリビング等に自分の荷物を置き忘れていないか確認し、ある場合は全て自分で処分してください。 オフィスでは一切受け取りません。退寮時に出た不用品(自転車含む)をキッチンや敷地内などに放置することは許されません。また、粗大ごみ(一辺が30cmを超えるもの)は必ず新宿区粗大ごみ受付センターで必要な手続きをしてください。

(4) 退寮処分

寮生が次のいずれかに該当する行為をしたとき、当該寮生を退寮処分とします。

- (1) 「上智大学アルペ国際学生寮運営取扱要領」第3条に規定する遵守義務のほかこの取扱要領に違反する行為をしたとき
- (2) 寮内の施設及び設備・備品等に故意又は過失による損害があった場合で、その損害を賠償する義務を履行しないとき
- (3) 寮内の共同生活の秩序や風紀を著しく乱す行為をしたとき
- (4) 病気その他保健衛生上の事由により、寮内での共同生活に適さないと認められるとき
- (5) 学生センター長が管理・運営に重大な支障があると認める行為をしたとき
- (6) 寮内、寮外に限らず、違法行為を行ったとき
- (7) 学則による処分を受けたとき
- (8) 公序良俗に反する行為をしたとき
- (9) 3ヶ月以上寮費を滞納したとき
- (10) 入寮後2ヶ月経過しても入寮費を納入しないとき
- (11) 本学寮生として相応しくない行為が認められたとき
- (12) 入寮資格を失ったとき

(5) その他

- (1) 寮生は、「上智大学アルペ国際学生寮運営取扱要領」に記載された第4条に規定する入寮資格を失った場合及び前項による退寮処分を受けた場合、その日から起算して2週間以内

に退寮しなければなりません。

(2) 入寮期間満了時の退寮日は、春学期は9月10日、秋学期は3月20日とします。ただし、交換留学生については別に定めます。

(3) 本学は、寮生が退寮する場合、次の対応を取ります。

- ・管理者が退寮時に居室の確認を行い、破損・汚損等が見つかった際は原状回復費用を請求します。
- ・万が一残置物があった場合、当該残置物に対する所有権を自ら放棄したものとみなし、処分します。また、処分に要した費用は退寮者が負担します。

5. アルペ寮の生活とシステム

アルペ国際学生寮には「リビンググループ」というコミュニティがあり、すべての寮生は26のリビンググループのいずれかに属します。リビンググループは寮生が多様性の中で協力を深められる基本的なコミュニティです。全寮生の活動への参加が義務付けられています。以下はリビンググループ制度の概要です。

目的	○ 多様な人間関係と国際交流の促進（コミュニティ作りの概念） ○ 寮の文化の醸成、環境保全に責任を持つ
構成	異なる国籍、言語の、男女それぞれ同じユニットに居住する7名からなるグループ 計26組 (各リビンググループには、リビンググループリーダー1名が任命される)
メンバー	全寮生
活動	○ グループメンバー全員で毎月集まることを義務とする。(共同生活での様々な課題解決に向けて相談するとともに、交流の機会とする。) ○ 寮やグループによるその他の活動、イベント運営（下記の例を参照） <ul style="list-style-type: none">・新しく入居する学生が寮生活に慣れるためのサポート活動・教育プログラムの積極的参加や、文化交流の行事の開催など ○ 各居住エリアを清潔に保つ（下記の例を参照） <ul style="list-style-type: none">・キッチンでの個人の所有物は自分の棚など指定された場所に保管・共有の場所に私物を置いたままにしない・責任をもって、流し台やテーブル等を清潔に保つ ○ リビンググループを越えての交流 <ul style="list-style-type: none">・コモンリビングでの積極的交流・リビンググループ同士でのイベントの開催やプロジェクトの企画

※リビンググループミーティングの参加状況を Attendance Sheet と LGL からのヒアリングで把握し、契約更新時の選考の参考にします。

リビンググループリーダー (LGL)

7名で構成されるリビンググループに1名のLGLが任命されます。LGLは寮生を代表し、学生センターのパートナーとして、共によりよい寮を作り上げることに貢献します。LGLは、グループ活

動以外にも、皆さんの日常生活上の相談に応じていますので、気軽に相談してください。

* LGL 候補者については、組織的観点から学生センターが編成を調整し、学生センター長が任命します。

6. 寮の規則

様々な背景を持つアルペ寮生が、共通のルールのもと快適に生活するため、規則を遵守してください。規則に違反した場合は、退寮処分になることがあります。

(1) 居室

- ① 入寮者の居室は、学生センター長が指定します。LGL 配置や寮内の多様性確保等、教育寮運営上の必要性に応じて学生センター長が居室の移動を命じることがあります。寮生が居室を希望、指定することはできません。
- ② 1 階の男女エリアへと続くフラッパーゲート以降のエリア及び、2 階以上のエリアは男女別です。異性の居住エリアには時間を問わず一切立ち入ることはできません。
- ③ 周囲の迷惑になるため、**22:00** 以降は他人の居室へは立ち入らないでください。
- ④ 居室での調理は禁止します。
- ⑤ 居室の管理・清掃は、入寮者各自の責任で行なってください。ただし、居室の模様替えや、床・壁にテープ、釘を使用することは許されません。(ただし、コルクボードを除く)
- ⑥ 居室に備え付けの備品は大学から貸与したものになります。汚損、破損・紛失が発覚した場合は弁償することになります。また、これらの備品を居室の外に持ち出さないでください。
- ⑦ 各階の非常口は緊急用出口のため、通常の出入りはできません。

(2) 共用施設・設備

- ① 共用施設を利用するときは、他人の迷惑にならないようにしてください。また、備品は壊さないように丁寧に使用してください(修理代を請求する場合があります)。
- ② アルペ寮内の壁やホワイトボード等に、貼紙や掲示をする場合は事前の申請が必要です。イベント等で装飾を施す場合も、必ずオフィスにご相談ください。
- ③ 居室、自ユニットのキッチンの戸棚内、冷蔵庫内以外に私物を置くことを禁じます。私物放置が発覚した場合は撤去するものとし、大学及びオフィスではその賠償責任を負わないものとなります。
- ④ 共用施設を最後に使った人は、節電のため照明とエアコンのスイッチを必ず切ってください。
- ⑤ 1 階共用施設を寮生以外の人と使用する際は次の基準に則って使用してください。4 名以下で使用する場合、その中に必ず寮生が含まれていること。5 名以上で使用する場合、その過半数が寮生であること。
- ⑥ 施設によって、利用についてのルールが別途定められております。寮内の掲示を確認の上、使用するようにしてください。不明点はオフィスに確認してください。

施設名	利用時間	使用要領、注意等
祈りの部屋 (1F)	24 時間	3 人以上の団体で使用する場合は、オフィスへ「使用願」を提出してください。
中庭 (1F)	8:00～ 22:00	出入りする際は必ずドアを閉めるようにしてください。 食事は禁止とします。(飲み物は可です。)
多目的エリア (1F)	24 時間	20 名以上で利用する場合には 3 日前までにオフィスへ「使用申請書」の提出が必要です。 ※苦情があった場合や寮オフィスが不適切な使用方法であると判断した場合は中止を求めることがあります。飲食は可能です。
学習室 (1F)	24 時間	飲食は禁止です。(蓋付きの飲み物は可) 予約者は学習室入り口にある「施設利用受付簿」に記入してから利用してください。 同一の利用者で利用できるのは 30 分単位で最大 2 時間となります。 予約がない時間帯は、開放されています。
コモンリビング (2-8F)	24 時間	22:00 以降は静かに利用してください。 飲食は可能です。私物の放置は厳禁です。
屋上テラス (8F)	8:00～ 22:00	テラスに洗濯物を干すのは厳禁とします。(私物放置と見なし、撤去します。) 飲食は可能です。
軽スポーツスタジオ (9F)	24 時間	予約は不要です。 隣接するフロアの住人より騒音について指摘等があった場合は利用をやめるよう、お願いする場合があります。 食事は禁止とします。(飲み物は可です。)
シアタールーム (1F)	8:00～ 24:00	オフィスの「施設利用受付簿」に記入してください。 予約は 30 分単位で最長 3 時間までとし、予約終了の 5 分前までにオフィススタッフのルームチェックを受けた上で利用終了となります。 飲食は可能ですが、退出時に汚れがあった場合は清掃してください。
ランドリールーム (8F)	常時開放	全寮生が快適に利用できるよう、不必要な利用は控え、利用終了後は速やかに洗濯物を回収してください。

⑦ キッチンの利用方法やルールはリビンググループごとに取り決めをしてください。ただし、以下の事項は共通認識とします。

- 平日は業者清掃が入ります。キッチンエリア入り口に掲示された清掃チェック表を確認し、一人ひとりがリビンググループ内の清掃、整理整頓の意識を持ってください。
- ごみは分別して捨ててください。包丁、串や食器類の破片など、鋭い物を処分する場合は

オフィスに相談してください。

- 魚焼きグリルを使用した場合、必ず利用者が洗浄してください。業者清掃の対象外です。
 - 個人の持ち物は部屋番号と名前を書き、共用の棚やシンク下にしまってください。
 - コンロやオーブンなど電気器具の使用中は、その場を決して離れないでください。使用後は必ず電源を切ってください。地震の際にはまずコンロから離れ、地震が収まってからすぐ電源を切ってください。
- ⑧ リビンググループごとの備品は使い終わったら所定の位置に戻してください。
- アイロンはアイロン台を使用の上、キッチンエリアで使用してください。居室内は不可とします。
 - 居室内で脚立を使用する場合は十分に注意をして使用してください。
 - 掃除機を使用する際は 22 時以降の深夜の時間帯を避けてください。
 - シャワーブース内で体を拭き、脱衣所が濡れないようにしてください。

(3) カードキーの使用と個人所有物の管理

カードキーは、責任を持って管理してください。カードキーを他人に貸すことは禁止します。万が一紛失した場合には、速やかにオフィスへ来てください。新しいカードキーを渡しますが、3,000 円の費用が必要となります。紛失したカードキーが見つかり、新しいカードキーの発行日を含め、14 日以内に返却した場合は返金します。もしカードキーを紛失することによって盗難に遭ったとしても、オフィス及び大学では一切補償できません。

自分の持ち物は、自分で責任を持って管理してください。居室を離れるときは、それがわずかな時間であっても、必ず鍵をかけてください。貴重品を共用施設に置いたまま離れないようにしてください。もし盗難に遭っても一切補償できません。寮内で落し物等と思われるものを発見した際には、時間帯に関係なく、直ちに寮オフィススタッフや警備員へ届けてください。

(4) ごみの処理

ごみは各リビンググループのキッチンのゴミ箱へ捨ててください。ゴミの分別については別紙で確認してください。

割れた容器（ガラス、陶器等）や包丁などの鋭利な刃物を処分する場合、オフィスに相談してください。キッチンのゴミ箱に捨てると清掃員が怪我をする恐れがあります。

粗大ごみ（30cm 角以上の物、布団・自転車・スーツケースなど）の廃棄は有料です。新宿区粗大ごみ受付センターへ必ず引取りを依頼してください。インターネットで申込みができます。詳しくはオフィスに相談してください。パソコンを捨てる際には、メーカーへ直接連絡をしてください。

(5) 長期外泊・一時帰国

3 泊以上の外泊をするとき、あるいは一時帰国するときには、災害などによりあなたへの緊急連絡が必要な場合に備えて、「長期外泊・一時帰国届」を提出してください。

(6) 来訪者との面会

来訪者に関するルールは以下のとおりです。

- ・来訪者はオフィスで来館受付簿に名前を書き、入館証を着けることが義務付けられています。

- ・寮生が招いた場合のみ、来訪者は入館できます。来訪者が来館した際は、招いた寮生が迎え、来館手続きを行ってください。
- ・面会時間は 9:00 から 22:00 までです。来訪者は 22:00 までに退館する必要があります。
- ・面会場所は 1 階の共有エリア（施設）に限ります。
- ・いかなる理由でも来館者はフラッパーゲートより先の居住エリアに立ち入ることはできません。
- ・来訪者が寮内の施設、備品を汚損、破損した場合は招き入れた寮生の責任とします。また、来訪者が寮規則等に違反したり、トラブルを起こしたりする場合は退館を命ずることがあります。
- ・引越しの手伝い等の事由の場合、同性の家族であれば、事前の申請で居室に入室できることがあります。（時間は面会時間に準ずる。）

(7) サイネージ・ホワイトボード

オフィスからのお知らせはエントランスのデジタルサイネージ及びホワイトボードに掲載されます。サイネージとホワイトボードは必ず定期的に確認してください。 掲示内容について質問がある場合は、オフィスに来てください。

(8) メール

- ① 学生センターや事務室から、「誓約および届出書」に記載のメールアドレス宛に、学生寮に関する各種案内を送付します。入寮期間更新に関する案内など、重要なお知らせを送付することがありますので、登録メールアドレスの受信ボックスは必ず毎日確認するようにしてください。メールの見落とし等により不利益が生じても、大学は一切責任を負いませんので、見落とし等のないようご注意ください。
 ※メールボックスの容量が全て使われていて送信エラーとなる場合があります。メールボックス内を整理しておくことをお勧めします。
- ② 登録メールアドレスを変更したい場合は、「メールアドレス変更届」（所定用紙）に必要事項を記入の上、事務室へ提出してください。

(9) 電話

オフィスの電話は使用できません。オフィスでは電話の取次ぎはしませんが、緊急の場合にはメッセージを受けつけます。自動販売機コーナー（1 階）に公衆電話が設置されています。

携帯電話を契約する時は、各自で携帯電話会社と契約をしてください。退寮する時は、契約の変更または解除と料金の支払いを必ず済ませておいてください。

(10) 郵便・宅配便

メールボックスは、必ず定期的に確認してください。

普通郵便は、各自のメールボックスへ投函されます。書留、小包及び宅配荷物は、オフィスが受け取り、これらのものを預かっている旨のメッセージを登録メールアドレス宛てに通知します。メッセージを確認したらすぐにオフィスまで受け取りに来てください。

以下は寮オフィスで預かることはできないので、ご注意ください。

- 代金引換
- 現金書留

- 置き配
 - Uber 等の食品デリバリー
 - 要冷蔵／冷凍など常温保存できない飲食品（生もの、ケーキ等）、維持管理を要する品物（花束、植物等）とそれに類するもの入寮者以外の宛先の郵便物は受け取ることができません。
- なお、郵便物の宛先は、大学に登録した名前を、漢字、かな、或いはアルファベットで書き（ニックネーム不可）、部屋番号の記入も必要です。

<宛名の書き方例>

〒160-0016
 東京都新宿区信濃町 33-7 上智大学アルペ国際学生寮 (Room No. 888)
 上智 太郎

(11) 自転車

- 自転車は、オフィスで登録が必要です。「上智大学アルペ国際学生寮」のステッカーを貼り、定められた駐輪場にきちんとそろえて置いてください。アルペ寮の外でも不法に自転車を放置してはいけません。自転車は各自の責任において管理してください。
- 自転車を他人から譲り受ける場合、譲渡証明書をもって必ず自分の名前で防犯登録を行なってください。防犯登録は自転車販売店でできます。防犯登録をして、自分の自転車であることを証明することで、盗難防止や万が一盗難にあった際の早期発見に役立ちます。譲渡手続きをしていない自転車に乗ると警察に摘発されます。
- 路上に放置されている自転車に乗ることは犯罪です。駅や道端に所有者のわからない自転車をみつけても、決して乗らないでください。他人の自転車に乗ると警察に摘発されます。
- 本学は、車両（自動車、オートバイ、自転車）で通学することは出来ません。
- 周囲に迷惑をかけることのないよう、交通ルール・マナーを守って運転してください。東京都では自転車保険への加入が義務付けられています。

(12) バイク・自動車

バイク・自動車の持ち込みは禁止です。

(13) ペット

アルペ寮内で犬・猫や熱帯魚などのペットを飼うことは禁止します。また、野良猫などにえさを与えないでください。

(14) 迷惑な行為

アルペ寮内で大きな声で話したり、居室内で楽器を弾いたり、大音量で音楽を聴いたりするなど、他人の迷惑になるような騒音を出さないようにしてください。特に 22:00 以降は十分に静かにしてください。

(15) 災害予防

- ① 居室での石油ストーブ、アイロン・電子レンジなどの電熱機器の使用は禁止です。
- ② 爆発物などの危険物を持ち込まないでください。

- ③ キャンドル、アロマキャンドル、アロマポット、お香、花火など、直火をつけて使う物品の寮内での使用は禁止です。
- ④ アルペ寮は全館禁煙です。
- ⑤ 居室から出るときは消灯し、室内の使っていない電化製品の電源を切ってください。
- ⑥ 普段から非常口、火災報知機、消火器のあるところを確かめておいてください。ただし、これらの設備は、非常時以外に使用したり、手を触れたりしないでください。
- ⑦ 火災を発見したときは火災報知機を鳴らし、スタッフの指示のもとすぐに避難をしてください。
- ⑧ 法律で禁止されていますので、廊下や避難はしごの周囲には、私物を放置しないでください。
- ⑨ 毎年開催される防災訓練に参加が義務付けられています。

(16) 居室への立ち入り

アルペ寮を適正に管理・運営するため、特に必要な場合は学生センター長の許可のもと、オフィスの職員が居室へ立ち入ることがあります。

(17) 弁償責任

寮生またはその来訪者が、アルペ寮内の備品を紛失したり、施設・設備を故意または過失により破損したりした場合は、入寮者が弁償の責任を負わなければなりません。

(18) 禁煙

寮の域内全面禁煙（加熱式、電子といった新型タバコも含む全てのたばこの形態）です。喫煙室もありません。また、新宿区は路上喫煙が条例により禁止されています。

寮内または近隣地域で寮生の喫煙に関連する行為を発見した際には、時間帯に関係なく、直ちに寮オフィスのスタッフ・警備員へ通報してください。

7. その他

(1) オフィスアワー

セルヴィ・エヴァンジェリーカトリック宣教会が定期的にオフィスアワーを設け、寮内1階の学習室にて、学生相談を受け付けています。詳細は寮内のサイネージとホワイトボードで案内します。

(2) カウンセラー相談

四谷キャンパス ウェルネスセンター カウンセリングサービス 10号館3階 (英語対応可)
月～金曜日 9:30-11:30, 13:30-16:30 TEL: 03-3238-3559

(3) 病気・けが

病気になったり、けがをしたりした場合は、すぐにオフィスへ連絡してください。インフルエンザなどの感染症の場合は、他の居住者への感染を広げないために、オフィスは噴霧消毒等の対応をおこないません。大きな病気・けがの場合は救急車を呼びます。病院へ行くときには必ず国民健康保険証を持って行ってください。

四谷キャンパス ウェルネスセンター 健康支援

ホフマン・ホール2階（英語対応可）

月～金曜日 9:30-11:30, 12:30-17:00 TEL: 03-3238-3394

（４）麻薬・拳銃などの所持

日本では大麻・コカイン・ヘロインなどの麻薬および拳銃・刀剣の所持は法律で禁じられています。

（５）本生活ガイドの改廃および変更

本生活ガイドの内容等の改廃および変更については、寮内掲示および大学公式WEBサイト掲載等により告知します。必ず、読んでおいてください。ルール等に変更があった場合は常に最新の生活ガイドに書かれていることに従います。

（６）飲酒

日本では、20歳未満の飲酒が法律で禁じられています。

（７）喫煙

日本では、20歳未満の喫煙が法律で禁じられています。

8. アルペ寮周辺の施設

施設区分	名称	電話番号	住所
区役所	新宿区役所 新宿区 四谷特別出張所	03-3209-9999（代表） 03-3354-6171	新宿区歌舞伎町 1-4-1 新宿区内藤町 8 7
警察署	四谷警察署	03-3357-0110 （緊急時 110）	新宿区左門町 6 番地 5
消防署	四谷消防署	03-3357-0119 （緊急時 119）	新宿区四谷 3-10
郵便局	信濃町駅前郵便局	03-3351-2445（代表）	新宿区南元町 19
病院	四谷メディカルモール	03-5368-0675（代表）	新宿区左門町 20
医療機関 案内サービス	東京都医療機関案内サービス 通称「ひまわり」	日本語 03-5272-0303 （24時間対応可） 外国語 03-5285-8181 （9:00-20:00）	

	上智大学健康相談ダイヤル	日本語 0120-386-787 (24 時間対応可) 英語 0120-386-833	
粗大ごみ	粗大ごみ受付センター	WEB サイトにて申込 https://www.shinjuku-sodai.com/receipts/home	
ビザ	東京出入国在留管理局	0570-034259 03-5796-7234 (IP 電話、 海外から)	港区港南 5-5-30
	外国人在留総合インフォメーションセンター	0570-013904	

(2024 年 3 月現在)